

○金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則

平成21年7月31日

規則第58号

改正 平成23年10月1日規則第61号

〔金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則等の一部を改正する規則第1条による改正〕

平成26年3月31日規則第41号

平成28年3月31日規則第43号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 景観総合計画（第4条）

第3章 景観計画（第5条—第15条）

第3章の2 景観地区（第15条の2—第15条の22）

第4章 眺望景観及び保存対象物等（第16条—第22条）

第5章 美しい景観のまちづくり施策の推進（第23条—第30条）

第6章 雑則（第31条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法及び条例で使用する用語の意義の例による。

（工作物）

第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 門、塀その他これらに類するもの
- (2) 煙突
- (3) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざお並びに架空電線路用及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用のものを除く。）
- (4) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (5) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (6) 擁壁
- (7) 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの
- (8) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- (9) メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- (10) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (11) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
- (12) 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他処理施設
- (13) 築造面積が300平方メートルを超える自動車車庫の用に供する立体的な駐車施設
- (14) 橋りょう、堤防、護岸その他これらに類するもの
- (15) 太陽光を電気に変換するための設備及び太陽熱を給湯、暖房その他の用途に利用するための設備（以下「太陽光発電設備等」という。）で建築物以外のもの

（平23規則61・平28規則43・一部改正）

第2章 景観総合計画

（景観総合計画の軽易な変更）

第4条 条例第8条第5項に規定する規則で定める軽易な変更は、景観総合計画に記載のある地域の名称の変更に伴う変更その他景観総合計画に定められた重要な事項に影響を与えない変更とする。

第3章 景観計画

（景観計画の軽易な変更）

## 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則

第5条 条例第11条第2項に規定する規則で定める軽易な変更は、景観計画に記載のある地域の名称の変更に伴う変更その他景観計画に定められた重要な事項に影響を与えない変更とする。

(景観計画区域内の行為に関する届出)

第6条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内行為の届出書(様式第1号)により行うものとする。

2 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内行為の変更届出書(様式第2号)により行うものとする。

3 前2項の届出書には、別表第1に掲げる図書を添付しなければならない。

(届出又は通知を要しない行為)

第7条 条例第15条第2号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条の2第1項又は第127条第1項の規定による届出に係る行為

(2) 石川県文化財保護条例(昭和32年石川県条例第41号)第14条第1項若しくは第35条第1項の許可を受けて行う行為又は同条例第15条第1項(同条例第36条において準用する場合を含む。)の規定による届出に係る行為

(3) 金沢市文化財保護条例(昭和48年条例第8号)第12条の承認を受けて行う行為

(4) 金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例(昭和52年条例第2号)第4条第1項の許可を受けて行う行為

2 条例第15条第3号に規定する規則で定める工作物は、第3条各号に掲げる工作物以外の工作物とする。

3 条例第15条第4号に規定する規則で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

(1) 仮設の建築物の新築、増築、改築又は移転の用に供する目的で行う土地の形質の変更

(2) 仮設の工作物の新設、増築、改築又は移転の用に供する目的で行う土地の形質の変更

(3) 既存の建築物又は工作物の管理のために必要な土地の形質の変更

(4) 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超える<sup>のり</sup>法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(5) 伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域以外の区域内で行う土地の形質の変更(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為(以下「開発行為」という。)を除く。)

4 条例第15条第5号に規定する規則で定める木竹の伐採は、伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域以外の区域内で行う木竹の伐採とする。

5 条例第15条第6号に規定する規則で定める物件の堆積は、次に掲げるものとする。

(1) 物件の堆積に係る部分の面積が10平方メートル以下であり、かつ、当該部分の高さが1.5メートル以下のもの

(2) 伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域以外の区域内で行う物件の堆積

6 条例第15条第7号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの(太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。)

(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの(太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。)

(3) 工作物(橋りょう及び太陽光発電設備等を除く。)の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建設等」という。)で、当該行為に係る部分の高さが1.5メートル以下のもの

(4) 別表第2の左欄及び中欄に掲げる行為の種類及び地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模のもの

(平23規則61・平26規則41・一部改正)

(景観形成基準の適合通知)

第8条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観形成基準に適合していると認めるときは、景観形成基準適合通知書(様式第3号)により、その旨を当該届出をした者に対し通知するものとする。

2 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該届出に係る行為に着手することができる。

## 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則

(立入検査等をする職員の身分証明書)

第9条 法第17条第8項に規定する立入検査又は立入調査をする職員の身分を示す証明書は、様式第4号によるものとする。

(景観重要建造物等の指定の提案)

第10条 法第20条第1項若しくは第2項又は第29条第1項若しくは第2項の規定による景観重要建造物又は景観重要樹木(以下「景観重要建造物等」という。)の指定の提案は、景観重要建造物にあつては景観重要建造物指定提案書(様式第5号)により、景観重要樹木にあつては景観重要樹木指定提案書(様式第6号)により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定の通知)

第11条 法第21条第1項又は第30条第1項の規定による景観重要建造物等の指定の通知は、景観重要建造物にあつては景観重要建造物指定通知書(様式第7号)により、景観重要樹木にあつては景観重要樹木指定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(景観重要建造物等の標識)

第12条 法第21条第2項又は第30条第2項に規定する景観重要建造物等の標識(以下「標識」という。)には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 景観重要建造物等の文字
- (2) 指定番号
- (3) 指定年月日
- (4) 金沢市の表示

2 標識は、周囲の景観と調和する色彩、意匠及び形態とし、景観重要建造物等の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物等の現状変更の許可の申請)

第13条 法第22条第1項又は第31条第1項の規定による許可の申請は、景観重要建造物にあつては景観重要建造物現状変更許可申請書(様式第9号)により、景観重要樹木にあつては景観重要樹木現状変更許可申請書(様式第10号)により行うものとする。

(景観重要建造物等の変更等の届出)

第14条 条例第22条第1項から第3項までの規定による届出は、景観重要建造物にあつては景観重要建造物所有者等変更届出書(様式第11号)により、景観重要樹木にあつては景観重要樹木所有者等変更届出書(様式第12号)により行うものとする。

2 条例第22条第3項に規定する規則で定める事項は、景観重要建造物の使用者又は使用形態とする。

3 条例第22条第4項の規定による届出は、景観重要建造物にあつては景観重要建造物滅失等届出書(様式第13号)により、景観重要樹木にあつては景観重要樹木滅失等届出書(様式第14号)により行うものとする。

(景観重要建造物等の管理の方法の基準)

第15条 条例第24条第1項第4号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要建造物の滅失又はき損を防ぐ措置を講ずること。
- (2) 景観重要建造物を損傷するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。
- (3) 景観重要建造物と一体となって美しい景観を形成している土地その他の物件に存する樹木については、次項各号に掲げる基準に準じて管理すること。

2 条例第24条第2項第3号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、その生育の状況を定期的に点検すること。
- (2) 景観重要樹木が滅失、枯死等をするおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐ措置を講ずること。

### 第3章の2 景観地区

(平26規則41・追加)

(建築物の計画の認定申請に係る添付図書)

第15条の2 法第63条第1項の認定を受けようとする者は、別表第2の2に掲げる図書各2通を添付するものとする。

(平26規則41・追加)

(違反建築物の公示の方法)

## 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則

第15条の3 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第22条の市町村長が定める方法は、市役所前の掲示場への掲示とする。

（平26規則41・追加）

（認定を要しない建築物）

第15条の4 条例第26条の4第5号の規則で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。

- (1) 石川県文化財保護条例第14条第1項又は第35条第1項の許可を受けて行う行為に係る建築物
- (2) 金沢市文化財保護条例第12条の承認を受けて行う行為に係る建築物
- (3) 前2号に掲げる建築物であったものの原形を再現する建築物で、市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

（平26規則41・追加）

第15条の5 条例第26条の4第6号の規則で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの（太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。）に係る建築物
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの（太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。）に係る建築物

（平26規則41・追加）

（工作物の認定申請書の様式）

第15条の6 条例第26条の6第1項の認定を受けようとする者は、景観地区内における工作物の計画の認定申請書（様式第14号の2）の正本及び副本に、別表第2の2に掲げる図書各2通を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、工作物の建設等の規模が大きいため、同表に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該工作物の建設等の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、市長が特に認めるときは、景観法施行規則別記様式第2に次に掲げる図書を添えて行うことができる。この場合において、同様式に条例第26条の6第1項前段の規定による計画の認定の申請を法第63条第1項前段の規定による計画の認定の申請と併せてする旨を記載しなければならない。

- (1) 前項に規定する図書各2通
- (2) 前項の申請書に記載すべき事項のうち、行為の対象、行為の種別及び工作物の概要の欄に記入すべき事項を記載した書類

（平26規則41・追加）

（認定証の交付）

第15条の7 条例第26条の6第2項の認定証は、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第26条の6第2項の認定証（様式第14号の3）によるものとする。

2 前項の認定証の交付は、前条第1項の申請書の副本及び別表第2の2に掲げる図書を添付して行うものとする。

（平26規則41・追加）

（通知書の様式）

第15条の8 条例第26条の6第3項の適合しないものと認めた旨及びその理由を記載した通知書は、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第26条の6第3項の適合しない旨の通知書（様式第14号の4）によるものとする。

2 前項の通知書の交付は、第15条の6第1項の申請書の副本及び別表第2の2に掲げる図書を添付して行うものとする。

3 条例第26条の6第3項の適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書は、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第26条の6第3項の期間内に認定できない旨の通知書（様式第14号の5）によるものとする。

（平26規則41・追加）

（行為着手の制限の例外となる工事）

第15条の9 条例第26条の6第4項及び第26条の10第4項の規則で定める工事は、根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事とする。

（平26規則41・追加）

（違反工作物の公示の方法）

## 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則

第15条の10 条例第26条の7第2項の規則で定める方法は、金沢市公報への掲載又は市役所前の掲示場への掲示とする。

(平26規則41・追加)

(工事現場における認定の表示の方法)

第15条の11 条例第26条の11第1項の表示は、様式第14号の6により行うものとする。

(平26規則41・追加)

(物干場その他の工作物)

第15条の12 条例第26条の12第1項第9号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路（私道を除く。）から容易に望見されることのない物干場その他の工作物
- (2) 消火設備

(平26規則41・追加)

(認定を要しない工作物)

第15条の13 条例第26条の12第1項第12号の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

- (1) 石川県文化財保護条例第14条第1項又は第35条第1項の許可を受けて行う行為に係る工作物
- (2) 金沢市文化財保護条例第12条の承認を受けて行う行為に係る工作物
- (3) 前2号に掲げる工作物であったものの原形を再現する工作物で、市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

(平26規則41・追加)

第15条の14 条例第26条の12第1項第13号の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

- (1) 工作物（橋りょう及び太陽光発電設備等を除く。）の建設等で、当該行為に係る部分の高さが1.5メートル以下のものに係る工作物
- (2) 別表第2の左欄及び中欄に掲げる行為の種類（工作物の建設等に係る部分に限る。）及び地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模のものに係る工作物

(平26規則41・追加)

(報告及び立入検査)

第15条の15 市長は、条例第26条の13第1項の規定により、工作物の所有者、管理者若しくは占有者、建設等工事主、設計者又は工事施工者に対し、当該工作物につき、その建設等に関する工事のうち屋外に面する部分に係るものの計画又は施工の状況に関し報告させることができる。

2 市長は、条例第26条の13第1項の規定により、その職員に、工作物の存する土地又は工事現場に立ち入り、当該工作物の屋外に面する部分及びこれに使用する材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(平26規則41・追加)

(土地の形質の変更等の許可の申請)

第15条の16 条例第26条の14の規定の許可を受けようとする者は、景観地区内における行為の許可申請書（様式第14号の7）により、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、別表第2の2に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、当該図書の一部の添付を省略することができる。

(平26規則41・追加)

(許可を要しない土地の形質の変更等)

第15条の17 条例第26条の17第1項第5号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 石川県文化財保護条例第14条第1項又は第35条第1項の許可を受けて行う行為
- (2) 金沢市文化財保護条例第12条の承認を受けて行う行為

(平26規則41・追加)

第15条の18 条例第26条の17第1項第6号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 仮設の建築物の新築、増築、改築又は移転の用に供する目的で行う土地の形質の変更
- (2) 仮設の工作物の新設、増築、改築又は移転の用に供する目的で行う土地の形質の変更
- (3) 既存の建築物又は工作物の管理のために必要な土地の形質の変更
- (4) 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (5) 物件の堆積に係る部分の面積が10平方メートル以下であり、かつ、当該部分の高さが1.5メートル以下のもの

## 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則

の

(平26規則41・追加)

(監督処分 of 公示の方法)

第15条の19 条例第26条の19第3項の規則で定める方法は、金沢市公報への掲載とする。

(平26規則41・追加)

(完了等の届出)

第15条の20 法第63条第1項若しくは条例第26条の6第1項の認定を受けた者、法第66条第3項若しくは条例第26条の10第3項の認定証の交付を受けた国の機関若しくは地方公共団体又は条例第26条の14の許可を受けた者は、当該認定に係る行為、当該認定証の交付を受けた行為又は当該許可を受けた行為を完了し、又は廃止したときは、速やかに景観地区内における行為の完了(廃止)届(様式第14号の8)により、市長に届け出なければならない。

(平26規則41・追加)

(身分証明書の様式)

第15条の21 法第71条第2項又は条例第26条の13第2項若しくは第26条の21第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第4号によるものとする。

(平26規則41・追加)

(閲覧場所等)

第15条の22 景観法施行規則第31条第1項の書類(以下「概要書」という。)の閲覧場所(以下「閲覧場所」という。)は、都市整備局景観政策課とする。

2 概要書の閲覧時間及び閲覧日は、次のとおりとする。

(1) 閲覧時間 午前9時から午後5時45分まで

(2) 閲覧日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで以外の日

3 概要書を閲覧しようとする者は、あらかじめ景観法令による概要書の閲覧申込書(様式第14号の9)により、市長に申し込まなければならない。

4 概要書を閲覧する者は、当該概要書を閲覧場所以外の場所に持ち出してはならない。

5 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

(1) 前2項の規定に違反し、又は職員の指示に従わない者

(2) 概要書を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

(4) 閲覧しようとする概要書に係る建築物又は工作物を特定しない者

(平26規則41・追加)

### 第4章 眺望景観及び保存対象物等

(保全眺望点及び眺望景観保全区域の指定の案の縦覧等)

第16条 市長は、保全眺望点及び眺望景観保全区域の指定の案を作成したときは、その旨を公告し、当該保全眺望点及び眺望景観保全区域の指定の案を公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。

2 前項の規定による公告があったときは、関係区域の住民及び利害関係者は、同項の縦覧期間の初日からその末日後1週間を経過する日までの間に、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

3 前2項の規定は、保全眺望点及び眺望景観保全区域の指定の解除の案又はその区域の変更の案を作成した場合について準用する。

(眺望景観保全基準の案の縦覧等)

第17条 市長は、眺望景観保全基準の案を作成したときは、その旨を公告し、当該眺望景観保全基準の案を公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。

2 前項の規定による公告があったときは、関係区域の住民及び利害関係者は、同項の縦覧期間の初日からその末日後1週間を経過する日までの間に、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

3 前2項の規定は、眺望景観保全基準の廃止の案又はその基準の変更の案を作成した場合について準用する。

(眺望景観保全区域内の行為に関する届出)

第18条 条例第31条第1項の規定による届出は、眺望景観保全区域内行為の届出書(様式第15号)により行うものとする。

2 条例第31条第1項に規定する規則で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所(法人その他の団

## 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則

体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに行為の完了予定日とする。

- 3 条例第31条第2項に規定する規則で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が同条第5項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。
- 4 条例第31条第2項の規定による届出は、眺望景観保全区域内行為の変更届出書(様式第16号)により行うものとする。
- 5 第1項又は前項の届出書には、景観自己診断書(様式第17号)及び別表第3に掲げる図書を添付しなければならない。

(届出又は通知を要しない行為)

第19条 条例第31条第5項第4号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (3) 工作物の新設、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の高さが1.5メートル以下のもの
- (4) 別表第4の左欄及び中欄に掲げる行為の種類及び地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模のもの

(保存対象物等の告示)

第20条 条例第35条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 種別
- (2) 所在地
- (3) 所有者
- (4) 指定年月日
- (5) その他市長が必要があると認める事項

(平26規則41・一部改正)

(保存対象物等に係る行為の届出)

第21条 条例第36条の規定による届出は、保存対象物等行為の届出書(様式第18号)により行うものとする。

- 2 前項の届出書には、別表第5に掲げる図書を添付しなければならない。

(平26規則41・一部改正)

(保存対象物等の所有者の届出)

第22条 条例第37条第1項又は第2項の規定による届出は、保存対象物等所有者等変更届出書(様式第19号)により行うものとする。

- 2 条例第37条第2項に規定する規則で定める事項は、保存対象物又は景観地区保存対象物の使用者又は使用形態とする。
- 3 条例第37条第3項の規定による届出は、保存対象物等滅失等届出書(様式第20号)により行うものとする。

(平26規則41・一部改正)

### 第5章 美しい景観のまちづくり施策の推進

(景観協定の認可申請)

第23条 法第81条第4項の規定による認可の申請は、景観協定認可申請書(様式第21号)により行うものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 景観協定の写し
- (2) 景観協定の目的となる土地の区域(以下「景観協定区域」という。)の位置及び範囲を示す図面
- (3) 土地所有者等(法第81条第1項に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。)の全員の合意があることを証する書面
- (4) 景観協定区域内の土地の登記事項証明書
- (5) その他市長が必要があると認める書類

(景観協定の変更の認可申請)

第24条 法第84条第1項の規定による変更の認可の申請は、景観協定変更認可申請書(様式第22号)により行うものとする。

- 2 前項の申請書には、前条第2項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添付しなければならない。

(景観協定の認可)

第25条 市長は、法第83条第1項(法第84条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該景観協定

## 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則

を認可したときは、景観協定認可書（様式第23号）を当該申請をした者に交付するものとする。

（景観協定の廃止の認可申請）

第26条 法第88条第1項の規定による廃止の認可の申請は、景観協定廃止認可申請書（様式第24号）により行うものとする。

2 前項の申請書には、景観協定区域内における土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）の過半数の合意があることを証する書面を添付しなければならない。

（景観まちづくり協議会の認定の申請）

第27条 条例第45条第1項の規定による認定の申請は、景観まちづくり協議会認定申請書（様式第25号）により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 景観まちづくり協議会の規約の写し
- (2) その他市長が必要があると認める書類

（審議会の会議）

第28条 金沢市景観審議会（以下「審議会」という。）の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門部会の組織等）

第29条 審議会の専門部会（以下「部会」という。）に、部会長を置き、専門委員の互選によりこれを選任する。

2 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。

3 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

（委任）

第30条 条例第5章第3節及び前2条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 第6章 雑則

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

2 金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例施行規則（平成2年規則第7号）は、廃止する。

附 則（平成23年10月1日規則第61号、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則等の一部を改正する規則第1条による改正抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則第3条第15号、第7条第6項及び別表第2の規定は、平成23年11月1日（以下「適用日」という。）以後に着手する景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為について適用し、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後適用日前に着手する同項第1号及び第2号に掲げる行為並びに施行日前に着手した同項第1号及び第2号に掲げる行為については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日規則第41号）

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第43号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

（平23規則61・一部改正）

| 行為の種類   | 図書の種類 | 図書の規格        | 明示すべき事項                                   |
|---|-------|--------------|---|
| 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更 | 位置図   | 縮尺2,500分の1以上 | 方位、行為地の形状及び付近見取図                          |
|   | 配置図   | 縮尺100分の1以上   | 方位、敷地の境界線、建築物又は工作物の位置、既存樹木等の位置、植栽計画及び排水施設 |
|   | 各階平面図 | 縮尺50分の1以上    | 各階の間取り及び用途                                |



金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則

|   |                              |              |  |
|---|------------------------------|--------------|--|
| (以下「建築等」という。)又は工作物の建設等                  | 立面図(建築物又は工作物の彩色が施された4面以上のもの) | 縮尺50分の1以上    | 各面の方位及び寸法、仕上げ方法、材料の種別、広告物件並びに色彩(マンセル値を表示したもの)                              |
|   | 断面図                          | 縮尺50分の1以上    | 建築物又は工作物の高さ及び各階の高さ   |
|   | 色見本等                         |              | 外壁、屋根、窓枠、工作物等の仕上げ材・色見本   |
|   | 現況写真                         |              | 行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真   |
|   | その他図書                        |              | 参考となるべき事項  |
| 開発行為                                    | 位置図                          | 縮尺2,500分の1以上 | 方位、行為地の形状及び付近見取図   |
|   | 平面図                          | 縮尺2,500分の1以上 | 方位、行為地の境界線、切土及び盛土の位置、排水施設その他主要構造物の位置、土地利用計画並びに遮へい施設等の位置                    |
|   | 断面図                          | 縮尺100分の1以上   | 行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面(法高、切土、盛土及び排水施設その他主要構造物を表示したもの)並びに排水施設その他主要構造物の断面 |
|   | 現況写真                         |              | 行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真   |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(開発行為を除く。) | 位置図                          | 縮尺2,500分の1以上 | 方位、行為地の形状及び付近見取図   |
|   | 平面図                          | 縮尺2,500分の1以上 | 方位、行為地の境界線、切土及び盛土の位置、排水施設その他主要構造物の位置、土石の採取区域、跡地整備計画並びに遮へい施設等の位置            |
|   | 断面図                          | 縮尺100分の1以上   | 行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面(法高、切土、盛土及び排水施設その他主要構造物を表示したもの)並びに排水施設その他主要構造物の断面 |
|   | 植栽計画図                        | 縮尺2,500分の1以上 | 保存する既存樹木、伐採木竹及び新たに植栽する木竹の位置、樹種及び目回り寸法                                      |
|   | 現況写真                         |              | 行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真   |
| 木竹の伐採又は物件の堆積                            | 位置図                          | 縮尺2,500分の1以上 | 方位、行為地の形状及び付近見取図   |
|   | 平面図                          | 縮尺2,500分の1以上 | 既存樹木及び伐採木竹の位置、樹種、目回り寸法、物件の堆積区域、跡地整備計画並びに遮へい施設等の位置                          |
|   | 断面図                          | 縮尺100分の1以上   | 行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面(木竹の伐採の場合を除く。)並びに伐採木竹の位置                          |
|   | 現況写真                         |              | 行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真   |

別表第2(第7条、第15条の14関係)

(平23規則61・平26規則41・一部改正)

| 行為の種類       | 地域                  | 規模                     |
|-------------|---------------------|------------------------|
| 建築物の建築等(太陽光 | 景観計画区域(伝統環境保存区域、近代的 | 建築物の高さが10メートル以下のもの(当該建 |

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則

|  |  |   |
|--|--|---|
| 発電設備等の設置に係る建築等を除く。)                        | 都市景観創出区域、伝統環境調和区域及び重要広域幹線景観形成区域を除く。)       | 建築物の存する一団の土地の面積が市街化区域にあつては3,000平方メートルを、市街化区域以外の区域にあつては1,500平方メートルを超えないものに限る。)   |
|  | 重要広域幹線景観形成区域                               | 建築物の高さが10メートル以下であり、かつ、建築面積が500平方メートル以下のもの(当該建築物の存する一団の土地の面積が市街化区域にあつては3,000平方メートルを、市街化区域以外の区域にあつては1,500平方メートルを超えないものに限る。) |
| 建築物の建築等(太陽光発電設備等の設置に係る建築等に限る。)             | 景観計画区域(伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域を除く。) | 建築物の高さが10メートル以下であり、かつ、当該行為に係る部分のモジュール面積(太陽電池モジュール又は集熱器の面積で、市長が定める基準により算定した面積をいう。以下同じ。)の合計が50平方メートル以下のもの                   |
| 工作物(太陽光発電設備等を除く。)の建設等(屋根面に設置する工作物の建設等を除く。) | 景観計画区域(伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域を除く。) | 工作物の高さが10メートル以下のもの  |
| 工作物(建築物に附属しない太陽光発電設備等に限る。)の建設等             | 景観計画区域(伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域を除く。) | 当該行為に係る部分のモジュール面積の合計が50平方メートル以下のもの  |
|  | 伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域             | 当該行為に係る部分のモジュール面積の合計が10平方メートル以下のもの  |
| 工作物(建築物に附属する太陽光発電設備等に限る。)の建設等              | 景観計画区域(伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域を除く。) | 建築物の高さが10メートル以下であり、かつ、当該行為に係る部分のモジュール面積の合計が50平方メートル以下のもの  |
| 開発行為                                       | 景観計画区域(伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域を除く。) | 当該行為に係る土地の面積が市街化区域にあつては3,000平方メートルを、市街化区域以外の区域にあつては1,500平方メートルを超えないもの   |

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 市街化区域 都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域をいう。
  - (2) 市街化区域以外の区域 都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域以外の区域及び同法第7条第3項に規定する市街化調整区域をいう。
  - (3) 高さ 地盤面(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第2項に規定する地盤面をいう。)からの高さをいう。
- 2 屋上突出部分の床面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さ5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

別表第2の2(第15条の2、第15条の6、第15条の7、第15条の16関係)

(平26規則41・追加)

| 行為の種類            | 図書の種類 | 図書の規格        | 明示すべき事項   |
|------------------|-------|--------------|---|
| 建築物の建築等又は工作物の建設等 | 位置図   | 縮尺2,500分の1以上 | 方位、建築物又は工作物の敷地の位置及び形状並びに付近見取図(道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における建築物の位置)             |
|                  | 配置図   | 縮尺100分の1以上   | 方位、敷地の境界線、建築物又は工作物の位置(申請に係る建築物又は工作物と他の建築物又は工作物との別)、土地の高低、敷地の接する道路の位置、既存樹木 |

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則

|   |                              |              |  |
|---|------------------------------|--------------|--|
|   |                              |              | 等の位置、植栽計画及び排水施設  |
|   | 各階平面図                        | 縮尺50分の1以上    | 各階の間取り及び用途   |
|   | 立面図（建築物又は工作物の彩色が施された4面以上のもの） | 縮尺50分の1以上    | 各面の方位及び寸法、仕上げ方法、材料の種別、広告物件並びに色彩（マンセル値を表示したもの）                              |
|   | 断面図                          | 縮尺50分の1以上    | 建築物又は工作物の高さ及び各階の高さ   |
|   | 色見本等                         |              | 外壁、屋根、窓枠、工作物等の仕上げ材・色見本   |
|   | 現況写真                         |              | 行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真   |
|   | その他図書                        |              | 参考となるべき事項  |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（開発行為を除く。） | 位置図                          | 縮尺2,500分の1以上 | 方位、行為地の形状及び付近見取図   |
|   | 平面図                          | 縮尺2,500分の1以上 | 方位、行為地の境界線、切土及び盛土の位置、排水施設その他主要構造物の位置、土石の採取区域、跡地整備計画並びに遮蔽施設等の位置             |
|   | 断面図                          | 縮尺100分の1以上   | 行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面（法高、切土、盛土及び排水施設その他主要構造物を表示したもの）並びに排水施設その他主要構造物の断面 |
|   | 植栽計画図                        | 縮尺2,500分の1以上 | 保存する既存樹木、伐採木竹及び新たに植栽する木竹の位置、樹種及び目回り寸法                                      |
|   | 現況写真                         |              | 行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真   |
| 木竹の伐採又は物件の堆積                            | 位置図                          | 縮尺2,500分の1以上 | 方位、行為地の形状及び付近見取図   |
|   | 平面図                          | 縮尺2,500分の1以上 | 既存樹木及び伐採木竹の位置、樹種、目回り寸法、物件の堆積区域、跡地整備計画並びに遮蔽施設等の位置                           |
|   | 断面図                          | 縮尺100分の1以上   | 行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面（木竹の伐採の場合を除く。）並びに伐採木竹の位置                          |
|   | 現況写真                         |              | 行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真   |

備考 市長は、建築物の建築等又は工作物の建設等の項中各階平面図、立面図、断面図、色見本等及びその他図書のうち、添付の必要がないと認めるものを省略させることができる。

別表第3（第18条関係）

| 図書の種類                        | 図書の規格        | 明示すべき事項                                       |
|------------------------------|--------------|---|
| 位置図                          | 縮尺2,500分の1以上 | 方位、行為地の形状及び付近見取図                              |
| 配置図                          | 縮尺100分の1以上   | 方位、敷地の境界線、建築物又は工作物の位置及び既存樹木等の位置               |
| 各階平面図                        | 縮尺50分の1以上    | 各階の間取り及び用途                                    |
| 立面図（建築物又は工作物の彩色が施された4面以上のもの） | 縮尺50分の1以上    | 各面の方位及び寸法、仕上げ方法、材料の種別、広告物件並びに色彩（マンセル値を表示したもの） |
| 断面図                          | 縮尺50分の1以上    | 建築物又は工作物の高さ及び各階の高さ                            |
| 現況写真                         |              | 行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真                      |
| 行為後の合成写真                     |              | 保全眺望点からの行為後の合成写真                              |

別表第4（第19条関係）

| 行為の種類            | 地域   | 規模                   |
|------------------|--|----------------------|
| 建築物の建築等又は工作物の建設等 | 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（容 | 建築物又は工作物の高さが10m以下のもの |

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則

|  |   |                      |
|--|---|----------------------|
|  | 積率が200パーセントの区域に限る。)、準工業地域及び市街化区域以外の区域         |                      |
|  | 近隣商業地域(容積率が300パーセントの区域に限る。)、商業地域、工業地域及び工業専用地域 | 建築物又は工作物の高さが15m以下のもの |

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、商業地域、工業地域又は工業専用地域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、商業地域、工業地域又は工業専用地域をいう。
  - (2) 市街化区域以外の区域 都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域以外の区域及び同法第7条第3項に規定する市街化調整区域をいう。
  - (3) 高さ 地盤面(建築基準法施行令第2条第2項に規定する地盤面をいう。)からの高さをいう。
- 2 屋上突出部分の床面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さ5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

別表第5 (第21条関係)

| 行為の種類   | 図書の種類                        | 図書の規格        | 明示すべき事項                                       |
|---|------------------------------|--------------|---|
| 建築物又は工作物の増築、改築、移転、除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 | 位置図                          | 縮尺2,500分の1以上 | 方位、行為地の形状及び付近見取図                              |
|   | 配置図                          | 縮尺100分の1以上   | 方位、敷地の境界線、建築物又は工作物の位置、既存樹木等の位置、植栽計画及び排水施設     |
|   | 各階平面図                        | 縮尺50分の1以上    | 各階の間取り及び用途                                    |
|   | 立面図(建築物又は工作物の彩色が施された4面以上のもの) | 縮尺50分の1以上    | 各面の方位及び寸法、仕上げ方法、材料の種別、広告物件並びに色彩(マンセル値を表示したもの) |
|   | 断面図                          | 縮尺50分の1以上    | 建築物又は工作物の高さ及び各階の高さ                            |
|   | 色見本等                         |              | 外壁、屋根、窓枠、工作物等の仕上げ材・色見本                        |
|   | 現況写真                         |              | 行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真                      |
|   | その他図書                        |              | 参考となるべき事項                                     |
| 木竹の伐採   | 位置図                          | 縮尺2,500分の1以上 | 方位、行為地の形状及び付近見取図                              |
|   | 平面図                          | 縮尺2,500分の1以上 | 既存樹木及び伐採木竹の位置、樹種及び目回り寸法並びに跡地整備計画              |
|   | 断面図                          | 縮尺100分の1以上   | 伐採木竹の位置                                       |
|   | 現況写真                         |              | 行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真                      |

様式第1号(第6条関係)

(表)

景観計画区域内行為の届出書

年 月 日

(あて先)金沢市長

届出者 住所  
氏名

㊟

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

|                                |   |   |                |
|--------------------------------|---|---|----------------|
| 行 為 の 場 所                      |   |   |                |
| 行 為 地 の 地 目                    |   | 地 積   | m <sup>2</sup> |
| 行 為 の 予 定 期 間                  | 年 月 日から   | 年 月 日まで   |                |
| 土地所有者の住所及び氏名                   |   |   |                |
| 設計者の住所及び氏名                     |   |   |                |
| 施工者の住所及び氏名                     |   |   |                |
| 区域の種別及び名称 ※                    | <input type="checkbox"/> 伝統環境保存区域( )<br><input type="checkbox"/> 近代的都市景観創出区域( )<br><input type="checkbox"/> 伝統環境調和区域( )<br><input type="checkbox"/> 重要広域幹線景観形成区域( )<br><input type="checkbox"/> 上記以外の景観計画区域   |   |                |
| 都市計画の地域地区                      | 用 途 地 域   |   |                |
|                                | 防 火 地 域 ※   | <input type="checkbox"/> 防 火 <input type="checkbox"/> 準防火 <input type="checkbox"/> 指定なし |                |
|                                | 高 度 地 区 ※   | <input type="checkbox"/> 指定あり( m) <input type="checkbox"/> 指定なし                         |                |
|                                | その他の区域、<br>地域、地区等   |   |                |
| 許 可 等 を 取 得 す る<br>他 法 令 の 名 称 |   |   |                |
| 行 為 の 種 類 ※                    | <input type="checkbox"/> 建築物の<br><input type="checkbox"/> 工作物の<br>(門、塀等) <input type="checkbox"/> 色彩の変更<br><input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更(開発行為を除く。)<br><input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 物件のたい積<br>( <input type="checkbox"/> 新築・新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転<br><input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕<br><input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる模様替         ) |   |                |

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。

(裏)

|        |        |    |                  |                |                |
|--------|--------|----|------------------|----------------|----------------|
| 建築物の概要 | 主要用途   |    |                  |                |                |
|        | 構造     |    | 造 階建て(地上 階 地下 階) |                |                |
|        |        |    | 届出部分             | 届出以外の部分        | 合計             |
|        | 敷地面積   |    | —                | —              | m <sup>2</sup> |
|        | 建築面積   |    | m <sup>2</sup>   | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
|        | 延べ面積   |    | m <sup>2</sup>   | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
|        | 建築物の高さ |    | m                | m              | —              |
|        | 建ぺい率   |    | —                | —              | %              |
|        | 仕上げ材   | 屋根 |                  |                |                |
|        |        | 外壁 |                  |                |                |
|        | 色彩     | 屋根 |                  |                |                |
| 外壁     |        |    |                  |                |                |
| 屋上設備   | 種別     |    | 外 構<br>(塀、植栽等)   |                |                |
|        | 高さ     | m  |                  |                |                |

|                  |        |   |      |                |
|------------------|--------|---|------|----------------|
| 工作物の概要<br>(門、塀等) | 種類     |   |      |                |
|                  | 構造     |   |      |                |
|                  | 高さ     | m | 延長・幅 | m m            |
|                  | 数量     |   | 面積   | m <sup>2</sup> |
|                  | 仕上げ方法  |   |      |                |
|                  | 色彩     |   |      |                |
|                  | その他の内容 |   |      |                |

|         |                              |                |   |    |
|---------|------------------------------|----------------|---|----|
| 開発行為の概要 | 行為の目的                        |                |   |    |
|         | 開発面積                         | m <sup>2</sup> |   |    |
|         | 擁壁又は法面 <sup>のり</sup> の高さ及び長さ | 高さ             | m | 長さ |

|             |                |                |      |                |
|-------------|----------------|----------------|------|----------------|
| 土地の形質の変更の概要 | 行為の目的          |                |      |                |
|             | 行為の方法          |                |      |                |
|             | 全体面積           | m <sup>2</sup> | 行為面積 | m <sup>2</sup> |
|             | 行為地の地況         |                |      |                |
|             | 採取する土石の種類      |                | 採取量  | m <sup>3</sup> |
|             | 土石を採取した跡地の処理方法 |                |      |                |

|          |           |                  |         |                  |
|----------|-----------|------------------|---------|------------------|
| 木竹の伐採の概要 | 伐採区分      |                  |         |                  |
|          | 行為の目的     |                  |         |                  |
|          | 行為地の面積・本数 | m <sup>2</sup> 本 | 伐採面積・本数 | m <sup>2</sup> 本 |
|          | 樹種        |                  | 樹高      | m                |
|          | 樹齢        | 約 年              | 目回り寸法   | m                |
|          | 伐採の方法     |                  |         |                  |
|          | 跡地の処理方法   |                  |         |                  |

|           |              |                |      |                |
|-----------|--------------|----------------|------|----------------|
| 物件のたい積の概要 | 行為の目的        |                |      |                |
|           | 行為の方法        |                |      |                |
|           | 全体面積         | m <sup>2</sup> | 行為面積 | m <sup>2</sup> |
|           | 行為地の地況       |                |      |                |
|           | 物件の種類        |                | たい積量 | m <sup>3</sup> |
|           | 物件のたい積後の管理方法 |                |      |                |

様式第2号(第6条関係)

景観計画区域内行為の変更届出書

年 月 日

(あて先)金沢市長

届出者 住所  
氏名



景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

|                   |   |
|-------------------|---|
| 景観計画区域内行為の届出書受付番号 | 年 月 日 第 号   |
| 行為の場所             |   |
| 土地所有者の住所及び氏名      |   |
| 設計者の住所及び氏名        |   |
| 施工者の住所及び氏名        |   |
| 区域の種別及び名称 ※       | <input type="checkbox"/> 伝統環境保存区域( )<br><input type="checkbox"/> 近代的都市景観創出区域( )<br><input type="checkbox"/> 伝統環境調和区域( )<br><input type="checkbox"/> 重要広域幹線景観形成区域( )<br><input type="checkbox"/> 上記以外の景観計画区域 |
| 変更内容              | 変更前   |
|                   | 変更後   |
| 変更の理由             |   |

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。



様式第3号(第8条関係)

収 第 号  
年 月 日

様

金沢市長



景観形成基準適合通知書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた景観形成基準に適合していると認めるので通知します。

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則

様式第4号(第9条、第15条の21関係)

(表)

|  |
|--|
| 第 号  |
| 身 分 証 明 書  |
| 所 属<br>職 氏 名   |
| 上記の者は、景観法第17条第7項若しくは第71条第1項又は金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第26条の13第1項若しくは第26条の21第1項の規定による立入検査又は立入調査を行う職員であることを証明します。 |
| 年 月 日  |
| 金沢市長 <span style="float: right;">印</span>  |

(裏)

|  |
|--|
| 景 観 法(抜粋)  |
| (この欄には、景観法第17条第7項及び第8項並びに第71条第1項及び第2項の条文を記載すること。)                            |
| 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例(抜粋)   |
| (この欄には、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第26条の13第1項及び第2項並びに第26条の21第1項及び第2項の条文を記載すること。) |

様式第5号(第10条関係)

景観重要建造物指定提案書

年 月 日

(あて先)金沢市長

提案者 住所

氏名



(提案者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

次の建造物について、景観法第19条第1項に規定する景観重要建造物に指定されるよう提案します。

|               |  |
|---------------|--|
| 建 造 物 の 名 称   |  |
| 建 造 物 の 所 在 地 |  |
| 外 観 の 特 徴     |  |

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 次に掲げる図書を添付してください。
  - (1) 当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面
  - (2) 道路その他の公共の場所から撮影した当該建造物の写真
  - (3) 当該建造物に提案者以外の所有者がいるときは、その全員の合意を得たことを証する書類
  - (4) 景観整備機構が提案を行おうとする場合にあつては、当該建造物の所有者の同意を得たことを証する書類

様式第6号(第10条関係)

景観重要樹木指定提案書

年 月 日

(あて先)金沢市長

提案者 住所

氏名



(提案者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

次の樹木について、景観法第28条第1項に規定する景観重要樹木に指定されるよう提案します。

|        |  |
|--------|--|
| 樹木の樹種  |  |
| 樹木の所在地 |  |
| 樹容の特徴  |  |

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 次に掲げる図書を添付してください。
  - (1) 当該樹木の位置及び周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面
  - (2) 道路その他の公共の場所から撮影した当該樹木の写真
  - (3) 当該樹木に提案者以外の所有者がいるときは、その全員の合意を得たことを証する書類
  - (4) 景観整備機構が提案を行おうとする場合にあつては、当該樹木の所有者の同意を得たことを証する書類

様式第7号(第11条関係)

景観重要建造物指定通知書

年 月 日

様

金沢市長



景観法第19条第1項の規定により、次の建造物を景観重要建造物に指定したので通知します。

|                                   |          |
|-----------------------------------|----------|
| 指 定 番 号                           | 第 号      |
| 指 定 年 月 日                         | 年 月 日    |
| 建 造 物 の 名 称                       |          |
| 建 造 物 の 所 在 地                     |          |
| 所 有 者                             | 住 所      |
|                                   | 氏 名      |
| 指定の理由となった<br>外 観 の 特 徴            |          |
| 景観法第19条第1項<br>に規定する土地そ<br>他の物件の範囲 | 別添図面のとおり |

様式第8号(第11条関係)

景観重要樹木指定通知書

年 月 日

様

金沢市長



景観法第28条第1項の規定により、次の樹木を景観重要樹木に指定したので通知します。

|                        |       |
|------------------------|-------|
| 指 定 番 号                | 第 号   |
| 指 定 年 月 日              | 年 月 日 |
| 樹 木 の 樹 種              |       |
| 樹 木 の 所 在 地            |       |
| 所 有 者                  | 住 所   |
|                        | 氏 名   |
| 指定の理由となった<br>樹 容 の 特 徴 |       |

様式第9号(第13条関係)

景観重要建造物現状変更許可申請書

年 月 日

(あて先)金沢市長

申請者 住所  
氏名



景観重要建造物の現状変更の許可を受けたいので、景観法第22条第1項の規定により、次のとおり申請します。

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| 建 造 物 の 名 称                   |  |
| 建 造 物 の 所 在 地                 |  |
| 指 定 番 号                       | 第 号  |
| 指 定 年 月 日                     | 年 月 日  |
| 現 状 変 更 行 為 の 種 類 ※           | <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 除却<br><input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕<br><input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる模様替<br><input type="checkbox"/> 色彩の変更 |
| 現 状 変 更 行 為 の 場 所             |  |
| 現 状 変 更 行 為 の 設 計 又 は 施 行 方 法 |  |
| 現 状 変 更 の 理 由                 |  |
| 設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名           |  |
| 施 工 者 の 住 所 及 び 氏 名           |  |
| 着 手 予 定 日                     | 年 月 日  |
| 完 了 予 定 日                     | 年 月 日  |

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。
- 3 次に掲げる図書を添付してください。
  - (1) 当該行為の設計仕様書及び設計図
  - (2) 当該景観重要建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面
  - (3) 当該景観重要建造物及び当該行為をしようとする箇所の写真
  - (4) 申請者が景観重要建造物の所有者以外の者であるときは、当該所有者の意見書

様式第10号(第13条関係)

景観重要樹木現状変更許可申請書

年 月 日

(あて先)金沢市長

申請者 住所  
氏名



景観重要樹木の現状変更の許可を受けたいので、景観法第31条第1項の規定により、次のとおり申請します。

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 樹 木 の 樹 種             |   |
| 樹 木 の 所 在 地           |   |
| 指 定 番 号               | 第 号   |
| 指 定 年 月 日             | 年 月 日   |
| 現 状 変 更 行 為 の 種 類 ※   | <input type="checkbox"/> 伐採 <input type="checkbox"/> 移植 |
| 現 状 変 更 行 為 の 場 所     |   |
| 現 状 変 更 行 為 の 施 行 方 法 |   |
| 現 状 変 更 の 理 由         |   |
| 施 工 者 の 住 所 及 び 氏 名   |   |
| 着 手 予 定 日             | 年 月 日   |
| 完 了 予 定 日             | 年 月 日   |

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。
- 3 次に掲げる図書を添付してください。
  - (1) 当該行為の施行方法を明らかにする図面
  - (2) 当該景観重要樹木の位置及び周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面
  - (3) 当該景観重要樹木及び当該行為をしようとする箇所の写真
  - (4) 申請者が景観重要樹木の所有者以外の者であるときは、当該所有者の意見書



様式第11号(第14条関係)

景観重要建造物所有者等変更届出書

年 月 日

(あて先)金沢市長

届出者 住所  
氏名



景観重要建造物の所有者等を変更した(したい)ので、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第22条第1項(第2項・第3項)の規定により、次のとおり届け出ます。

|                  |   |     |
|------------------|---|-----|
| 建 造 物 の 名 称      |   |     |
| 建 造 物 の 所 在 地    |   |     |
| 指 定 番 号          | 第   | 号   |
| 変 更 事 項 ※        | <input type="checkbox"/> 所有権の移転<br><input type="checkbox"/> 管理者の変更<br><input type="checkbox"/> 所有者の氏名又は名称<br><input type="checkbox"/> 管理者の氏名又は名称<br><input type="checkbox"/> 所有者の住所<br><input type="checkbox"/> 管理者の住所<br><input type="checkbox"/> 建造物の使用者<br><input type="checkbox"/> 建造物の使用形態 |     |
| 変<br>更<br>内<br>容 | 変 更 前   |     |
|                  | 変 更 後   |     |
| 変 更 (予 定) 年 月 日  | 年   | 月 日 |
| 変 更 の 理 由        |   |     |

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。

様式第12号(第14条関係)

景観重要樹木所有者等変更届出書

年 月 日

(あて先)金沢市長

届出者 住所  
氏名



景観重要樹木の所有者等を変更した(したい)ので、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第22条第1項(第2項・第3項)の規定により、次のとおり届け出ます。

|           |  |  |
|-----------|--|--|
| 樹木の樹種     |  |  |
| 樹木の所在地    |  |  |
| 指定番号      | 第 号  |  |
| 変更事項 ※    | <input type="checkbox"/> 所有権の移転<br><input type="checkbox"/> 管理者の変更<br><input type="checkbox"/> 所有者の氏名又は名称<br><input type="checkbox"/> 管理者の氏名又は名称<br><input type="checkbox"/> 所有者の住所<br><input type="checkbox"/> 管理者の住所 |  |
| 変更内容      | 変更前  |  |
|           | 変更後  |  |
| 変更(予定)年月日 | 年 月 日  |  |
| 変更の理由     |  |  |

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。

様式第13号(第14条関係)

景観重要建造物滅失等届出書

年 月 日

(あて先)金沢市長

届出者 住所  
氏名



景観重要建造物が滅失(き損)したので、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第22条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

|  |       |
|--|-------|
| 建 造 物 の 名 称                            |       |
| 建 造 物 の 所 在 地                          |       |
| 指 定 番 号                                | 第 号   |
| 滅失(き損)の事実が生じた日                         | 年 月 日 |
| 滅 失 ( き 損 ) の 原 因                      |       |
| き 損 の 場 所 及 び 程 度<br>( き 損 の 場 合 の み ) |       |
| 滅失(き損)の事実を知った日                         | 年 月 日 |
| 滅失(き損)の後にとられた<br>措置その他参考となる事項          |       |

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 滅失又はき損の概要の分かる写真等を添付してください。

様式第14号(第14条関係)

景観重要樹木滅失等届出書

年 月 日

(あて先)金沢市長

届出者 住所

氏名



景観重要樹木が滅失(き損・枯死)したので、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第22条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

|                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| 樹木の樹種                            |       |
| 樹木の所在地                           |       |
| 指定番号                             | 第 号   |
| 滅失(き損・枯死)の事実が生じた日                | 年 月 日 |
| 滅失(き損・枯死)の原因                     |       |
| き損又は枯死の場所及び程度(き損又は枯死の場合のみ)       |       |
| 滅失(き損・枯死)の事実を知った日                | 年 月 日 |
| 滅失(き損・枯死)の後にとられた措置<br>その他参考となる事項 |       |

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 滅失、き損又は枯死の概要の分かる写真等を添付してください。

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則

様式第14号の2(第15条の6関係)

景観地区内における工作物の計画の認定申請書

年 月 日

(宛先)金沢市長

申請者 住所  
氏名

印

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第26条の6第1項の規定により、下記のとおり計画の認定を申請します。

記

1 建設等工事主等の概要

(1) 建設等工事主

- ア 氏名のフリガナ
- イ 氏名
- ウ 郵便番号
- エ 住所
- オ 電話番号

(2) 設計者

- ア 資格 ( )建築士 ( )登録第 号
- イ 氏名
- ウ 建築士事務所名 ( )建築士事務所( )知事登録第 号
  
- エ 郵便番号
- オ 所在地
- カ 電話番号

(3) 工事管理者

- ア 資格 ( )建築士 ( )登録第 号
- イ 氏名
- ウ 建築士事務所名 ( )建築士事務所( )知事登録第 号
  
- エ 郵便番号
- オ 所在地
- カ 電話番号

(4) 工事施工者

- ア 氏名
- イ 営業所名 建設業の許可( )第 号
  
- ウ 郵便番号
- エ 所在地
- オ 電話番号

2 計画の内容

|                 |  |                |                |                |
|-----------------|--|----------------|----------------|----------------|
| (1) 工作物の建設等の場所  |  |                |                |                |
| (2) 工作物の建設等の種別  | <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転<br><input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕<br><input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる模様替<br><input type="checkbox"/> 色彩の変更 |                |                |                |
| (3) 工作物の概要      |  | 申請部分           | 申請以外の部分        | 合計             |
|                 | 種類及び用途   |                |                | —              |
|                 | 構造   |                |                | —              |
|                 | 高さ   | m              | m              | m              |
|                 | 延長・幅   | m              | m              | m              |
|                 | 数量   |                |                |                |
|                 | 面積   | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
| (4) 工作物の形態意匠の内容 | 仕上げ材   |                |                |                |
|                 | 色彩   |                |                |                |
| (5) 着手予定日       | 年 月 日  | (6) 完了予定日      | 年 月 日          |                |
| (7) その他必要な事項    |  |                |                |                |
| (8) 備考          |  |                |                |                |

備考

- 1 申請者又は工事施工者が法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 申請者の氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 3 設計者又は工事管理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を記入し、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ設計者又は工事管理者の住所を記入してください。
- 4 工事管理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届けてください。
- 5 工作物の建設等の種別の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。
- 6 工作物の概要については、当該工作物の規模その他審査に当たり必要な観点から市が定める項目について、申請に係る部分及びそれ以外の部分に分けて記載してください。
- 7 工作物の形態意匠の内容については、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例別表第1に定められた工作物の形態意匠の制限に従い市が定める項目について、申請に係る部分及びそれ以外の部分に分けて記載してください。
- 8 変更申請を行う場合には、2(7)に変更の概要を記載してください。
- 9 行為の名称又は工事名が定まっているときは、2(8)に記載してください。

# 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則

様式第14号の3(第15条の7関係)

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第26条の6第2項の認定証

金沢市指令収第 号  
年 月 日

様

金沢市長



下記のとおり申請のあった計画について、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第26条の6第2項の規定により認定します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 工作物の建設等の場所
- 3 計画の概要
- 4 備考

様式第14号の4(第15条の8関係)

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第26条の6第3項の適合しない旨の  
通知書

金沢市指令収第 号  
年 月 日

様

金沢市長



別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第26条の5に定められた工作物の形態意匠の制限に適合しないものと認めましたので、同条例第26条の6第3項の規定により通知します。

(理由)

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



# 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則

様式第14号の5(第15条の8関係)

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第26条の6第3項の期間内に認定できない旨の通知書

金沢市指令収第 号  
年 月 日

様

金沢市長



- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 工作物の建設等の場所

上記のとおり申請のあった計画は、下記の理由により金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第26条の6第2項に規定する期限内に認定できないので、同条第3項の規定により通知します。

(理由)

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則

様式第14号の6(第15条の11関係)

| 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例による認定済 |           |
|--------------------------------|-----------|
| 認定年月日番号                        | 年 月 日 第 号 |
| 認定証交付者                         |           |
| 建設等工事主氏名                       |           |
| 設計者氏名                          |           |
| 工事施工者氏名                        |           |
| 工事現場管理者氏名                      |           |
| 認定に係るその他の事項                    |           |

備考 大きさは、縦25センチメートル以上、横35センチメートル以上とする。

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則

様式第14号の7(第15条の16関係)

景観地区内における行為の許可申請書

年 月 日

(宛先)金沢市長

申請者 住所  
氏名



金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第26条の14の規定により、次とおり申請します。

|               |  |
|---------------|--|
| 行 為 の 場 所     |  |
| 行 為 地 の 地 目   |  |
| 行 為 の 予 定 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで  |
| 土地所有者の住所及び氏名  |  |
| 設計者の住所及び氏名    |  |
| 施工者の住所及び氏名    |  |
| 景 観 地 区 の 名 称 | 景観地区   |
| 行 為 の 種 類 ※   | <input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更(開発行為を除く。)<br><input type="checkbox"/> 木竹の伐採<br><input type="checkbox"/> 物件の堆積 |

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。

|  |                |                |         |                |
|--|----------------|----------------|---------|----------------|
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更(開発行為を除く。)の概要 | 行 為 の 目 的      |                |         |                |
|  | 行 為 の 方 法      |                |         |                |
|  | 全 体 面 積        | m <sup>2</sup> | 行 為 面 積 | m <sup>2</sup> |
|  | 行 為 地 の 地 況    |                |         |                |
|  | 採取する土石の種類      |                | 採 取 量   | m <sup>3</sup> |
|  | 土石を採取した跡地の処理方法 |                |         |                |

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則

|              |                |                  |              |                  |
|--------------|----------------|------------------|--------------|------------------|
| 木竹の伐採<br>の概要 | 伐採の目的          |                  |              |                  |
|              | 行為地の面積<br>及び本数 | m <sup>2</sup> 本 | 伐採面積<br>及び本数 | m <sup>2</sup> 本 |
|              | 樹種             |                  | 樹高           | m                |
|              | 樹齢             | 約年               | 目回り寸法        | m                |
|              | 伐採の方法          |                  |              |                  |
|              | 跡地の処理方法        |                  |              |                  |

|              |          |                |      |                |
|--------------|----------|----------------|------|----------------|
| 物件の堆積<br>の概要 | 堆積の目的    |                |      |                |
|              | 堆積の方法    |                |      |                |
|              | 全体面積     | m <sup>2</sup> | 堆積面積 | m <sup>2</sup> |
|              | 堆積地の地況   |                |      |                |
|              | 堆積物の種類   |                | 堆積量  | m <sup>3</sup> |
|              | 堆積後の管理方法 |                |      |                |

様式第14号の8(第15条の20関係)

景観地区内における行為の完了(廃止)届

年 月 日

(宛先)金沢市長

届出者 住所

氏名



行為を完了(廃止)したので、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則第15条の20の規定により、次のとおり届け出ます。

|                              |           |
|------------------------------|-----------|
| 認定年月日及び認定番号又は<br>許可年月日及び許可番号 | 年 月 日 第 号 |
| 行為の場所                        |           |
| 行為の種類                        |           |
| 行為の完了年月日                     | 年 月 日     |
| 行為の廃止年月日                     | 年 月 日     |

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 行為の完了後の状況が分かる写真を添付してください。

様式第14号の9(第15条の22関係)

景観法令による概要書の閲覧申込書

年 月 日

(宛先)金沢市長

申込者 住所  
氏名

次のとおり閲覧したいので、申し込みます。

|            |   |
|------------|---|
| 閲覧する図書 ※   | <input type="checkbox"/> 建築等計画概要書<br><input type="checkbox"/> 処分概要書 |
| 建築物の建築等の場所 |   |
| 閲覧の理由      |   |

備考 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則

様式第15号(第18条関係)

眺望景観保全区域内行為の届出書

年 月 日

(あて先)金沢市長

届出者 住所

氏名



金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第31条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

|               |  |                |                |                |
|---------------|--|----------------|----------------|----------------|
| 行 為 の 場 所     |  |                |                |                |
| 保 全 区 域 の 名 称 |  |                |                |                |
| 行 為 の 予 定 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで  |                |                |                |
| 土地所有者の住所及び氏名  |  |                |                |                |
| 設計者の住所及び氏名    |  |                |                |                |
| 施工者の住所及び氏名    |  |                |                |                |
| 行 為 の 種 類 ※   | <input type="checkbox"/> 建築物の<br><input type="checkbox"/> 工作物の<br>(門、塀等) <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> <input type="checkbox"/>新築・新設 <input type="checkbox"/>増築 <input type="checkbox"/>改築 <input type="checkbox"/>移転<br/> <input type="checkbox"/>外観を変更することとなる修繕<br/> <input type="checkbox"/>外観を変更することとなる模様替<br/> <input type="checkbox"/>色彩の変更                 </div> |                |                |                |
| 行 為 の 内 容     | 設計概要   | 計画部分           | 計画以外の部分        | 合 計            |
|               | 敷地面積   | —              | —              | m <sup>2</sup> |
|               | 建築面積<br>(築造面積)   | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
|               | 延べ面積   | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
|               | 用 途  |                |                |                |
|               | 構 造  |                |                |                |
|               | 高 さ  | 地盤面から          |                | m              |
|               | 階 数  | 地上             | 階              | 地下 階           |
|               | 棟 数  |                |                |                |

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。

様式第16号(第18条関係)

眺望景観保全区域内行為の変更届出書

年 月 日

(あて先)金沢市長

届出者 住所

氏名



金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第31条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 眺望景観保全区域内行為の届出書受付番号 | 年 月 日 第 号 |
| 行為の場所               |           |
| 土地所有者の住所及び氏名        |           |
| 設計者の住所及び氏名          |           |
| 施工者の住所及び氏名          |           |
| 保全区域の名称             |           |
| 変更内容                | 変更前       |
|                     | 変更後       |
| 変更の理由               |           |

備考 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。



様式第17号(第18条関係)

景観自己診断書

|         |                       |  |
|---------|-----------------------|--|
| 景観の保全方針 | まちなみ・地形との調和、眺望景観への配慮等 |  |
|---------|-----------------------|--|

| 項目             |         | 内容                          | 工夫や配慮すること |
|----------------|---------|-----------------------------|-----------|
| 建築物又は<br>工 作 物 | 高 さ     | 最高の高さ等                      |           |
|                | 配 置     | 配置、道路・隣地からの後退距離等            |           |
|                | 形 意 態 匠 | 建築物の形、こう配<br>屋根等の上部形態等      |           |
|                |         | 屋根、外壁の素材、<br>仕上げ等           |           |
|                |         | 色相、明度、彩度等                   |           |
|                | 屋 設 外 備 | 設置位置、意匠等                    |           |
|                | そ の 他   |                             |           |
| 敷地利用等          | 駐 車 場 等 | 配置、外部からの見え方等                |           |
|                | 公 告 物   | 面積、色彩、形態等                   |           |
|                | 緑 化     | 緑被率、樹種、配置等                  |           |
|                | 垣 ・ さ く | 種類、構造等                      |           |
|                | そ の 他   |                             |           |
| 行為後の合成写真※      |         | <input type="checkbox"/> あり | 眺望点       |
|                |         | <input type="checkbox"/> なし | 理 由       |

備考 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則

様式第18号(第21条関係)

保存対象物等行為の届出書

年 月 日

(宛先)金沢市長

届出者 住所  
氏名



金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第36条の規定により、次のとおり届け出ます。

|                             |   |                  |         |                  |
|-----------------------------|---|------------------|---------|------------------|
| 保存対象物(景観地区保存対象物)の名称         |   |                  |         |                  |
| 保存対象物(景観地区保存対象物)の所在地        |   |                  |         |                  |
| 指 定 番 号                     | 第 号   |                  |         |                  |
| 指 定 年 月 日                   | 年 月 日   |                  |         |                  |
| 行 為 の 予 定期 間                | 年 月 日から 年 月 日まで   |                  |         |                  |
| 保存対象物(景観地区保存対象物)の所有者の住所及び氏名 |   |                  |         |                  |
| 設計者の住所及び氏名                  |   |                  |         |                  |
| 施工者の住所及び氏名                  |   |                  |         |                  |
| 行 為 の 種 類 ※                 | <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 除却<br><input type="checkbox"/> 建築物の <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕<br><input type="checkbox"/> 工作物の <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる模様替<br>(門、塀等) <input type="checkbox"/> 色彩の変更<br><input type="checkbox"/> 木竹の伐採 |                  |         |                  |
| 建築物又は工作物の概要                 | 行 為 の 目 的   |                  |         |                  |
|                             | 行 為 の 方 法   |                  |         |                  |
|                             | 行 為 面 積   | m <sup>2</sup>   | 延長・幅    | m                |
|                             | 仕 上 げ 方 法   |                  |         |                  |
|                             | 色 彩   |                  |         |                  |
|                             | そ の 他 の 内 容   |                  |         |                  |
| 木竹の伐採の概要                    | 伐 採 区 分   |                  |         |                  |
|                             | 行 為 の 目 的   |                  |         |                  |
|                             | 行為地の面積・本数   | m <sup>2</sup> 本 | 伐採面積・数  | m <sup>2</sup> 本 |
|                             | 樹 種   |                  | 樹 高     | m                |
|                             | 樹 齢   | 約 年              | 目 回 り 法 | m                |
|                             | 伐 採 の 方 法   |                  |         |                  |
|                             | 跡 地 の 処 理 方 法   |                  |         |                  |

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。

様式第19号(第22条関係)

保存対象物等所有者等変更届出書

年 月 日

(宛先)金沢市長

届出者 住所

氏名



保存対象物(景観地区保存対象物)の所有者等を変更した(したい)ので、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第37条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

|                      |  |     |
|----------------------|--|-----|
| 保存対象物(景観地区保存対象物)の名称  |  |     |
| 保存対象物(景観地区保存対象物)の所在地 |  |     |
| 指 定 番 号              |  | 第 号 |
| 変 更 事 項 ※            | <input type="checkbox"/> 所有権の移転<br><input type="checkbox"/> 所有者の氏名又は名称<br><input type="checkbox"/> 所有者の住所<br><input type="checkbox"/> 保存対象物(景観地区保存対象物)の使用者<br><input type="checkbox"/> 保存対象物(景観地区保存対象物)の使用形態 |     |
| 変 更 内 容              | 変 更 前  |     |
|                      | 変 更 後  |     |
| 変 更 ( 予 定 ) 年 月 日    | 年 月 日  |     |
| 変 更 の 理 由            |  |     |

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。

様式第20号(第22条関係)

保存対象物等滅失等届出書

年 月 日

(宛先)金沢市長

届出者 住所

氏名



保存対象物(景観地区保存対象物)が滅失(毀損・枯死)したので、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第37条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

|                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| 保存対象物(景観地区保存対象物)の名称              |       |
| 保存対象物(景観地区保存対象物)の所在地             |       |
| 指 定 番 号                          | 第 号   |
| 滅失(毀損・枯死)の事実が生じた日                | 年 月 日 |
| 滅失(毀損・枯死)の原因                     |       |
| 毀損又は枯死の場所及び程度(毀損又は枯死の場合のみ)       |       |
| 滅失(毀損・枯死)の事実を知った日                | 年 月 日 |
| 滅失(毀損・枯死)の後にとられた措置<br>その他参考となる事項 |       |

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 滅失、毀損又は枯死の概要の分かる写真等を添付してください。

様式第21号(第23条関係)

景観協定認可申請書

年 月 日

(あて先)金沢市長

申請者 住所

氏名



景観法第81条第4項の規定により、景観協定の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| 景 観 協 定 の 名 称                    |  |
| 景 観 協 定 区 域<br>(景観協定の目的となる土地の区域) |  |

備考 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第22号(第24条関係)

景観協定変更認可申請書

年 月 日

(あて先)金沢市長

申請者 住所  
氏名



景観法第84条第1項の規定により、景観協定の変更の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

|                  |       |     |
|------------------|-------|-----|
| 景 観 協 定 の 名 称    |       |     |
| 景 観 協 定 認 可 番 号  |       | 第 号 |
| 変<br>更<br>内<br>容 | 変 更 前 |     |
|                  | 変 更 後 |     |
| 変 更 の 理 由        |       |     |

備考 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則

様式第23号(第25条関係)

認可第 号

景観協定認可書

景観協定の名称

景観協定区域

上記協定を景観法第81条第1項に規定する景観協定として認可します。

年 月 日

金沢市長

印

様式第24号(第26条関係)

景観協定廃止認可申請書

年 月 日

(あて先)金沢市長

申請者 住所  
氏名



景観法第88条第1項の規定により、景観協定の廃止の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

|  |     |
|--|-----|
| 景 観 協 定 の 名 称  |     |
| 景 観 協 定 区 域<br>(景観協定の目的となる土地の区域)                       |     |
| 景 観 協 定 認 可 番 号  | 第 号 |
| 廃 止 に つ い て 景 観 協 定 区 域 内 の<br>土 地 所 有 者 等 が 合 意 し た 日 |     |
| 廃 止 の 理 由  |     |

備考 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。



様式第25号(第27条関係)

景観まちづくり協議会認定申請書

年 月 日

(あて先)金沢市長

申請者 住所

氏名

㊟

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第45条第1項の規定により、景観まちづくり協議会の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

|                |  |
|----------------|--|
| 景観まちづくり協議会の名称  |  |
| 景観まちづくり協議会の構成員 |  |

備考 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。

## 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第9条、第15条の21関係）

（平26規則41・全改）

様式第5号（第10条関係）

様式第6号（第10条関係）

様式第7号（第11条関係）

様式第8号（第11条関係）

様式第9号（第13条関係）

様式第10号（第13条関係）

様式第11号（第14条関係）

様式第12号（第14条関係）

様式第13号（第14条関係）

様式第14号（第14条関係）

様式第14号の2（第15条の6関係）

（平26規則41・追加）

様式第14号の3（第15条の7関係）

（平26規則41・追加）

様式第14号の4（第15条の8関係）

（平26規則41・追加、平28規則43・一部改正）

様式第14号の5（第15条の8関係）

（平26規則41・追加、平28規則43・一部改正）

様式第14号の6（第15条の11関係）

（平26規則41・追加）

様式第14号の7（第15条の16関係）

（平26規則41・追加）

様式第14号の8（第15条の20関係）

（平26規則41・追加）

様式第14号の9（第15条の22関係）

（平26規則41・追加）

様式第15号（第18条関係）

様式第16号（第18条関係）

様式第17号（第18条関係）

様式第18号（第21条関係）

（平26規則41・一部改正）

様式第19号（第22条関係）

（平26規則41・一部改正）

様式第20号（第22条関係）

（平26規則41・一部改正）

様式第21号（第23条関係）

様式第22号（第24条関係）

様式第23号（第25条関係）

様式第24号（第26条関係）

様式第25号（第27条関係）